

第4章 避難・誘導（その4）

7 避難実施要領の計画構成及び市町村長が作成する「避難実施要領」の一例

避難マニュアルに記載された内容を纏めてみると計画構成及び一例は以下の通りであるが、特に自衛隊の作戦計画で言うところの「第2項 構想」部分の内容が計画すべき事項、単なる説明事項や留意事項、SOP的事項等々整理されておらず、簡潔明瞭を旨とすべき計画としては極めて不十分であると思料する。

計画の構成

- 1 事態の状況
- 2 避難誘導の方法
 - (1) 避難誘導の基本方針
 - (2) 市町村の体制及び職員の派遣
 - (3) 輸送手段
 - (4) 避難の方法
 - (5) 死傷者への対応
 - (6) 避難実施要領の住民への伝達
 - (7) 一時避難場所への移動
 - (8) 避難（誘導）の終了
 - (9) 誘導に際しての留意点や職員の心得
 - (10) 住民に周知する留意事項
 - (11) 安全の確保
- 3 各部の役割
- 4 連絡・調整先
対策本部設置場所、 現地調整所設置場所、 県や県警察との連絡調整
現地派遣職員との連絡要領 等
- 5 避難住民の受入れ・救援活動の支援

「第2項 構想」記載事項山下試案

方針

実施要領

- ① 避難誘導のための体制（職員や施設の配置等）
- ② 避難の方法
対象とする者・地区、避難経路、避難法（徒歩、輸送機関利用、屋内）、
時間に関する所要の統制・規制（開始・終了）
- ③ 避難実施要領の住民への伝達
- ④ その他事態の特性に応じる所要の事項

避難の方法に関する行動方針案は次のとおりである。

- ① ○○を避難経路として徒歩により避難
- ② ○○地区は、先ず屋内避難、 じご別示
- ③ 一時避難場所に集合したる後、輸送手段により避難
- ④ 退避

その他 昼間避難か夜間避難かの区分、一挙避難か逐次段階的避難かの区分
状況に応じ最適な避難方法を選択すべきである。

市町村国民保護モデル計画 資料編 避難マニュアル記載の一例紹介

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合
(比較的時間の余裕がある場合)

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、〇〇市〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・。

知事は別添の避難の指示を行った。(避難の指示を添付)

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

〇〇市は、A、B、C地区住民約500名を本日15:00を目途に各地区の一時避難施設であるA、B、C公民館に集合させた後、本日15:30以降、市車両及び民間大型バスにより〇〇市・〇〇小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、海上保安部、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。その他、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

(2) 市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員2名を、A、B、C公民館、避難先の〇〇市・〇〇小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のための職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う。(配置については別途添付)

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員(消防職員を含む)から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に介護を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

(ア) A地区

約200名、A公民館、市保有車両×4、〇〇バス2台

(イ) B地区

約200名、B公民館、〇〇バス×大型バス4台

(ウ) C地区

約100名、C公民館、〇〇バス×大型バス2台

イ 輸送開始時期・場所

〇〇日15:30、A・B・C公民館

ウ 避難経路

国道〇〇号(予備として県道〇〇号及び〇〇号を使用)

(4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領についてA・B・C地区の自治会長、自主防災組織の庁、当該区域を管轄する消防団長、警察署等によりFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、災害時用援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、生涯者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 担当職員は、近隣住民が相互に声を掛け合うように呼びかける。

オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

カ 災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。

キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

(5) 一時避難場所への移動

ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。

イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。

ウ 自力避難困難者の避難

市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者支援班」を設置し、「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。

a 〇〇病院の入院患者5名は、〇〇病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。

b △△老人福祉施設入居者25名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。

c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(6) 避難誘導の終了

ア 市職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

イ 避難誘導は、17:30までに終了するよう活動を行う。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

市の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・ 市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(8) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防吏員、警察官又は海上保安官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う市(町村)の職員に対しては、二次被害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市(町村)の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

- ア バスの運行は、県〇〇課及び県警察と調整して行う。
- イ バス運転手、現地派遣の県職員及び〇〇市職員との連絡要領は、別に示す。
- ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。
- エ 対策本部設置場所：〇〇市役所
- オ 現地調整所設置場所：〇〇

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、〇〇市〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び〇〇市の支援を受ける。